

令和7年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

八王市立下柚木小学校

(1) 基本的な考え方

- ・一人ひとりの児童を「かけがえのない人間」として尊重し、温かな心で認める。
- ・学校・家庭・地域が連携、協力して、児童の豊かな心の育成にあたる。

生活指導は、一人ひとりの児童の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することである。そして、すべての児童の人格の望ましい発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指すものである。

(2) 指導の重点

1 自分、そして他人の生命を尊重し、人を思いやる心を育てる。

- ①命は一つであり、かけがえのないものであることを理解させる。
- ②友達の気持ちを考え、良い点を認め合い、協力し合えるようにする。
- ③いじめはしない、許さない、見逃さないという気持ちをもつようにする。

2 基本的な生活習慣の育成を図り、規律ある生活ができるようにする。

- ①時間を守り、話をしっかり聞けるようにする。
 - ②すすんであいさつし、正しい言葉遣いで話せるようにする。
 - ③身の回りの整理整頓をし、忘れ物をしないようにする。
 - ④華美な服装は避け、小学生らしく清潔で学習にふさわしい身だしなみに気を付けるようにする。
- ※年間を通して「けじめのある生活をしよう」を目標に指導していく。

3 校内美化につとめ、安全で健康な生活ができるようにする。

- ①校舎や道具・遊具を大切にし、片付けや掃除がしっかりできるようにする。
- ②廊下や階段の歩行、校庭での遊びなど、集団生活での安全に配慮した生活ができるようにする。

4 家庭、地域との連携を密に図る。

- ①地域での安全な過ごし方を理解させる。
- ②交通安全指導を徹底し、痴漢・誘拐などの犯罪に巻き込まれないようにする。
- ③社会生活のルールを守り、学校・家庭・地域が一体となって指導していくようにする。

3) 体罰防止への取組

- 1 体罰根絶のための教職員一人一人が人権感覚を磨き、服務事故防止研修を毎学期末に実施する。また、体罰防止についても学ぶ。
- 2 体罰をチェックする機能の強化・毎月の体罰防止チェックシートの活用と管理職による指導・児童アンケートによる問題の把握
- 3 教職員が個別に対応せず、組織的に複数対応を行う。